

広報 あんなか

5/1

vol.170
2020(令和2年)

- P 2～4 令和2年度安中市の予算と事業
- P 5 安中市の融資制度案内(令和2年度)
- P 6 各種検診(健診)のご案内
- P 7 特定健診・後期高齢者健診



令和2年度 予算と事業



本年度の予算が第1回定例市議会で
決されました。一般会計の予算総額は
242億700万円です。ここでは今年度
取り組む事業を紹介します。

令和2年度 安中市 予算と事業

1 市民の快適な暮らしや 生命と財産を守るまちづくり

災害対応ガイドブック策定・

福祉避難所連絡会議事業(1,005万5,000円)

安中市災害対応ガイドブックを改訂し、配布します。福祉避難所連絡会議を設置し、災害時に指定避難所での生活が困難な要配慮者が利用する福祉避難所の充実強化を図ります。(困危機管理課 ☎内線1131)

通学路安全管理事業(3,000万円)

通学路点検にて確認した危険箇所について安全対策を行います。(困土木課 ☎内線1204)

有害鳥獣捕獲事業(2,851万円)

有害鳥獣の捕獲を強化するため、捕獲隊の増強や個人での檻の購入補助、捕獲後の埋設支援などを行います。(困農林課 ☎内線2617)



新たな移動手段導入事業 (173万7,000円)

地域が主体となって行う新たな移動手段の導入に対し、活動に必要な車両および経費などの補助を行います。(困都市整備課 ☎内線1211)



学校給食費無料化事業 (8,700万5,000円)

食育の推進および子育て家庭を応援し、未来へ羽ばたく子どもたちを支援するため、市立中学校全学年および第3子の給食費の無料化を行います。(困教育委員会総務課 ☎内線2224)

2 若い世代の移住・ 定住を進めるまちづくり

移住定住促進住宅取得支援事業(385万円)

市内に初めて住宅を取得して居住した人に”住まいりー奨励金“を支給し、本市への移住・定住を促進します。(令和3年1月開始)
(困地域創造課 ☎内線2631)

空き家対策推進事業(1,156万円)

空き家に関する課題の解消と、空き家バンクなど空き家の有効活用に向けた施策を実施します。(困地域創造課 ☎内線2631)

小学校遊具修繕・入替事業(1,465万2,000円)

小学校の校庭にある老朽化した遊具について、安全安心に利用ができるように修繕や交換を実施します。
(困教育委員会総務課 ☎内線2222)

3 生涯にわたる健やかな暮らしを支え合うまちづくり

地域づくり推進事業(ひきこもり対策)(30万円)

ひきこもりに悩んでいる家族を対象にひきこもりに関する知識や情報、対応方法を学ぶ場として家族教室を実施し、家族の支援を図ります。(困福祉課 ☎内線1194)

医療的ケア児保育支援事業(126万7,000円)

医療的ケアが必要な園児に対し、看護職員の配置や訪問看護を利用し、保育環境を整えます。(困子ども課 ☎内線1162)

コンビニエンスストアAED設置事業(148万5,000円)

市内の24時間営業コンビニエンスストア各店舗にAEDを設置し、地域ごとに講習会を実施します。(困健康づくり課 ☎内線1171)



フレイル予防・胃がん健診(胃カメラ)・歯周病疾患検診事業(833万7,000円)

健康寿命延伸のためサロンなどでフレイル(加齢に伴う筋力の衰え)予防の取り組みを推進します。50歳以上の人を対象に胃内視鏡検診を実施し、胃がんの早期発見に努めます。40、50、60、70歳の人を対象に歯周病検診を実施し、健康寿命の延伸に努めます。(困健康づくり課 ☎内線1171 困介護高齢課 ☎内線1193)



4 何度でも訪れたいくなる魅力を磨くまちづくり

コンベンション誘客促進事業(200万円)

全国または関東規模のコンベンションを開催し、市内に宿泊する場合、助成金を支給することにより市内への誘客を促進します。(困観光課 ☎内線2622)

ED42形アプト式電気機関車車両図面等調査事業(297万7,000円)

全国で唯一鉄道文化むらに保存されているED42形電気機関車の車両図面などの調査を行います。(文化財保護課 ☎内線3410)

マレットゴルフ場整備調査事業(10万8,000円)

マレットゴルフ場の整備を検討するため、先進地視察などの調査研究を行います。(困スポーツ課 ☎382-2500)

DMO推進事業(1,386万4,000円)

官民協働による、観光による地域づくりを目的とし、市内での観光消費を活性化させ、観光振興を図ります。(困観光課 ☎内線2622)

5 地域の資源をつなぎ、活力を創造するまちづくり

成年後見制度利用促進事業(120万円)

判断能力が不十分なために財産管理や日常生活に支障がある人を必要な支援につなげるための仕組みづくりを推進します。(困介護高齢課 ☎内線1193)

地域力創造アドバイザー活用事業(400万円)

地域力創造アドバイザー制度を活用し、くつろぎの郷の充実、活性化などさらなる魅力向上を検討します。(困企画課 ☎内線1021)

再犯防止推進計画策定事業(10万円)

犯罪や非行をした人たちの社会復帰の支援を行い、再犯を防止し、安全・安心な地域づくりを進める計画を策定します。(困福祉課 ☎内線1194)



市民活動支援事業(134万8,000円)

地域の活性化や地域課題の解決を目的として、団体が新たに取り組む事業に対し補助金を交付するとともに、自主的に公益的な市民活動の表彰を行います。(困市民生活課 ☎内線1139)

歳入

歳出

合計 242億700万円 合計 242億700万円



大切なお金はどこにどれだけ使われているの？

令和2年度の一般会計予算は、左のようになっています。民生費(子どもや高齢者など、福祉のための経費)の割合が高くなっています。

特別会計予算

国民健康保険特別会計	65億2,412万4,000円
後期高齢者医療特別会計	8億2,126万2,000円
介護保険特別会計	68億1,497万6,000円

企業会計予算

水道事業会計	23億4,818万9,000円
下水道事業会計	12億7,479万7,000円
病院事業会計	31億1,690万7,000円
介護サービス事業会計	5,394万5,000円

市の予算を1か月の家計に例えると…

令和2年度の一般会計予算を1か月の収支が30万円の家計に例えると次のようになります。

収入

給料(市税)	12万円
諸手当(国・県支出金・地方譲与税など)	12万2,000円
銀行からの借入(市債)	1万7,000円
パート代金(分担金・負担金・使用料など)	1万4,000円
貯金の取り崩し(繰入金)	2万7,000円
貯金残高 (令和元年度末基金残高見込(一般会計))	10万6,000円

支出

医療費・保育費など(扶助費)	7万1,000円
食費(人件費)	5万3,000円
光熱水費・通信費(物件費)	3万7,000円
ローン返済(公債費)	3万7,000円
家族への仕送りなど(繰出金・補助費など)	6万9,000円
家・車・電化製品などの修繕・買替 (普通建設事業費・維持補修費)	2万8,000円
貯金(積立金)	4,000円
その他雑費(投資および出資・貸付金など)	1,000円

問合せ▶ 困財政課財務係 (☎内線1053)

安中市の融資制度案内

(令和2年度)

市では中小企業退職金共済制度などについて、申請により新規加入促進補助金の交付を行っています。また、経営安定関連保証(セーフティネット保証)の認定申請について、受付を行っています。詳しくは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者への支援を行っています。詳しくは、市のホームページ、小口資金取扱金融機関へお問合せください。

※なお、**☑**地域創造課において、中小企業者向けの特別相談窓口を開設しています。



☑地域創造課商工労働係 (☎内線2621)

制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額 (上限額)	融資期間	利率 (年利)	申込期間	取扱金融 機関申込先	問合せ	備考
小口資金 (一般小口)	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者および中小企業等協同組合 ※市税および県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給なし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち据置6ヶ月以内が可能)	1・8%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	☑地域創造課 または取扱金融機関	※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(令和2年度未まで)
特別小口 資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあつては5人以下)) ※保証人は不要 ※市税および県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給なし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金 6年以内 設備資金 8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち据置6ヶ月以内が可能)	1・8%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	☑地域創造課 または取扱金融機関	特別小口資金については他の保証付の融資と併用することができない ※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(令和2年度未まで)
中小企業 短期資金 (季節資金)	市内の中小企業者	運転資金 ※ボーナス資金などで、季節的に短期運転資金が必要なき	300万円以内	夏期 5ヶ月以内 冬期 3ヶ月以内	1・8%	夏期6月1日から 冬期10月1日から	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	取扱金融機関	※保証付の場合の保証料は自己負担
勤労者生活 資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者 ※市税に滞納がない者	市内の専用住宅について ①敷地を取得する場合 (1年以内に新築すること) ②新築・増築・改築する場合 ③住宅を取得する場合 ※面積の制限あり ※保証人必要	500万円以内	20年以内	2・7%	年間随時	市内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の各本支店	☑地域創造課	※新築 土地 330㎡以下 (1年以内に新築) 家屋 132㎡以下 ※増改築 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
勤労者生活 資金	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続して勤務している者 ※市税に滞納がない者 ※信用保証付	1. 医療費 2. 冠婚葬祭費 3. 教育費 4. 交通事故処理費 5. 災害復旧費 6. 耐久消費財購入など 7. 育児休業に伴う生活費 8. その他生活関連費用で市長が必要と認める者 ※資金の借換は不可	1世帯あたり200万円以内 (ただし、当該融資の完済後は、再融資を受けられる)	5年以内 (ただし、資金使途が育児休業に伴う生活費の場合、うち据置1年以内が可能)	2・4%	年間随時	中央労働金庫 安中支店	☑地域創造課 または取扱金融機関	※保証料は自己負担 ※融資枠一杯になり次第締め切ります

各種検診(健診)のご案内

年に1度の「けんしん」で健康チェック!

6月から各種検診(健診)が順次始まります。病気は自覚症状がないまま進行することが多く、検査結果の変化を見ることが、予防、早期発見・早期治療に取り組むことができます。毎年検診(健診)を受けるようにしましょう。

各種検診(健診)

「各種検診受診シール」(オレンジ色の封筒)を5月下旬に、対象者全員に郵送します。「検診受診時」と「大腸容器配布時」には「受診シール」を必ずご持参ください。

検診実施期間は6月1日～1月31日です。

詳細については、受診シールに同封の案内をご確認いただき、希望の検診について、集団検診(各公民館などでの検診)、もしくは個別検診(市内指定医療機関での検診)のどちらかを選んで受診してください。

今年度も昨年度と同様に、「特定健診・後期高齢者健診」が同日実施となります。各検診会場や個別検診実施医療機関については8、9ページをご覧ください。

なお、市の人間ドックを受ける人

は、検査項目に胸部・胃がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査が含まれていますので、これらの検診を受ける必要はありません。

結核はまだあります!

法律に基づき、65歳以上の人は、結核健康診断を年1回受診する義務があります。必ず受診しましょう。

令和2年度 各種検診の種類と対象者

(年齢は令和3年3月31日時点での年齢です)

検診	対象者	自己負担金
胸部(肺がん)検診 (集団検診のみ実施)	40歳以上	510円(65歳以上無料)
胸部(肺がん)検診 喀痰検査(集団検診のみ実施)	50歳以上(喫煙指数600以上の人) (喫煙指数=1日の喫煙本数×喫煙年数)	710円(70歳以上無料) ※喀痰検査のみの受診はできません
胸部(結核)検診 (個別検診のみ実施)	40歳以上	1,020円(65歳以上無料)
胃がんバリウム検診 (集団検診のみ実施)	40歳以上	510円(70歳以上無料)
胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70歳で今までに市の胃がんリスク検診を受けたことがない人	510円(70歳のみ無料)
大腸がん検診	40歳以上	510円(70歳以上無料)
前立腺がん検診	50歳以上の男性	510円(70歳以上無料)
乳がん検診	40歳以上の女性で前年度に市の乳がん検診を受けていない人 (市の検診は2年に1回)	1,530円(70歳以上無料)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	510円(70歳以上無料)
骨粗しょう症検診 (個別検診のみ実施)	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	510円(70歳のみ無料)
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人	無料
歯周病検診 (個別検診のみ)	40・50・60・70歳の人	無料

困健康づくり課予防係(☎内線1172)

特定健診・後期高齢者健診

40歳以上の安中市国民健康保険加入者と群馬県後期高齢者医療制度加入者および生活保護受給者に健康診査受診票・受診券と「健診の日程と受診方法」のチラシ、尿容器を同封した封筒を、5月下旬に郵送します。

健診の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い人などに対して、生活習慣を見直す支援(特定保健指導)などを実施します。

○受診期間

健診は、医療機関で受ける「個別健診」または、お住まいの地区により決められた日時・会場で受ける「集団健診」があります。いずれか一方で受診してください。

6月1日から11月30日までの間に9ページの医療機関で受診してください。

※休診日は、各医療機関にお問い合わせください。

※医療機関によっては予約が必要な場合もあります。

8ページに日程表があります。該当地区での健診日に都合がつかない場合は、その他の日程でご来場ください。

○**受付時間** 午前中のみ(集団健診は午前8時30分から11時となります)。

番号札は午前8時から配布します)

○自己負担金

無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

○受診時に必要なもの

①受診する人の保険証、②健康診査受診票・受診券、③採尿した尿容器(集団健診のみ)

○検査内容

基本的な健診項目(必須項目)

身体計測	身長・体重・腹囲・BMI
尿検査	糖・蛋白
血圧	収縮期血圧・拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
診察	
詳細な健診項目(医師が必要とした人のみ)	
腎機能検査	クレアチニン・eGFR
貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット
心電図検査	
眼底検査	

○**結果通知** 医療機関または市から郵送でお知らせします。

○注意事項

①朝食を食わずに受診してください(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください)。

②個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。

※重複して受診した場合は後から受けた健診費用が全額自己負担になります。

③市外に転出した人、国民健康保険資格を喪失した人および安中市で助成する人間ドックを受ける人は受診できません。全額自己負担になりますので、十分注意してください。

◆その他

①4月1日以降に安中市国民健康保険・群馬県後期高齢者医療制度に加入した人で、受診を希望する場合はお問い合わせください。

②事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課または困住民福祉課へお知らせください。

③安中市国民健康保険・群馬県後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

安中市国民健康保険・群馬県後期高齢者医療制度

日帰り人間ドックの受付期間を延長しています

おしらせ版3月15日号および広報あんなか4月1日号にて、「日帰り人間ドック」の受付期間をご案内していましたが、新型コロナウイルスによる集団感染予防対策として、5月20日(水)まで受付期間を延長しています。なお、日程以外の詳しい内容については、広報あんなか4月1日号または、安中市ホームページをご覧ください。

【**受付期間**】 5月20日(水)まで 午前8時30分～午後5時15分(※土・日曜日、祝日は除く)

【**受付場所**】 困国保年金課窓口 困住民福祉課窓口

【**問合せ**】 困国保年金課国保係(☎内線1113) 困住民福祉課税務保険係(☎内線2121)

集団検診(健診)

会場・日程表

○受付時間

午前8時30分～11時(番号札は午前8時から配布)

○持参するもの

○特定健診・後期高齢者健診・受診する人の保険証、受診票・受診券、採尿した尿容器

○各種検診・受診シール

※胃がんバリウム検診、特定健診・後期高齢者健診を受ける人は朝食を食べずに受診してください。

※薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。

※該当地区での検診日に都合がつかない場合は、その他の都合のよい日程でご来場ください。

※平日にご都合がつかない場合は、休日検診をご利用ください。

新型コロナウイルス対応について

・発熱や咳、鼻水、下痢など、体調が悪い人、風邪の症状がある場合は受診を控えてください。

・今後の新型コロナウイルスの状況によつては、日程変更や中止する場合があります。

安中会場

地区	会場	実施日	該当地区
安中	困安中市保健センター	8月24日(月)	1区・9区
		8月31日(月)	2-2区・4区
		9月11日(金)	3区・6区
		10月8日(木)	5区
		10月9日(金)	10区
		10月29日(木)	2区・8区
		10月30日(金)	7区・11区・12区
原市	原市公民館	9月15日(火)	2区・5区・8区
		9月16日(水)	1区・6区
		9月17日(木)	3甲区・9区
		9月18日(金)	3乙区・4区・7区
磯部	磯部公民館	8月6日(木)	3区
		8月7日(金)	4区・5区
		8月11日(火)	1区・2区
東横野	東横野公民館	9月24日(木)	1区・2区・3区
		9月25日(金)	4区・5区・6区
岩野谷	岩野谷公民館	10月13日(火)	1区・2区・3区
		10月14日(水)	4区・5区・6区・7区
板鼻	いきいき長寿センター(老人福祉センター)	10月5日(月)	1区・2区・3区・4区
		10月12日(月)	5区
秋間	秋間公民館	9月28日(月)	1区・2区・3区
		9月29日(火)	4区・5区・みのりが丘区
後閑	後閑公民館	8月26日(水)	1区・3区・4区
		8月27日(木)	2区・5区

松井田会場

地区	会場	実施日	該当地区
松井田	松井田保健センター	9月14日(月)	上本町・本町・新堀中宿・源ヶ原・新田琵琶ノ窪・紺屋町
		10月19日(月)	新町・森崎・上町・仲町・下町・北横町・南横町
白井・坂本	白井小学校	8月4日(火)	五料西・五料中・五料東
	入牧生きがいセンター	8月28日(金)	入牧1区・2区
	碓氷峠くつろぎの郷(屋内交流広場)	10月1日(木)	横川西・横川東・坂本1区・坂本2区・原
西横野	西横野定住センター	8月19日(水)	法正寺・塚原・上人見・高野谷戸
		8月20日(木)	八城東・八城西・別所・行田・二軒在家
		8月21日(金)	烏留北・烏留南・大王寺
九十九	九十九地区生涯学習センター(九十九創作館)	8月17日(月)	下増田・高梨子・国衛百石・小日向
細野	細野ふるさとセンター	9月8日(火)	上増田東・上増田西・土塩西・土塩東・新井

休日検診(健診)

実施日	会場
9月6日(日)	困安中市保健センター
9月13日(日)	松井田保健センター
10月4日(日)	困安中市保健センター

困健康づくり課予防係(☎内線1172)

令和2年度各種検診(健診)個別検診実施医療機関

○印がついている医療機関で受診できます。できるだけ同時に受診してください。(50音順)

医療機関名	特定・後期健康 診査	胸部 (結核) 検診	大腸がん 検診	前立腺 がん検診	胃がん リスク 検診	乳がん 検診	子宮頸 がん検診	骨粗しよ う症検診	肝炎 ウイルス 検診	備考
アミヤ医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	
あやこまごころ診療所	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
有坂内科医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○	要予約
いのうえ整形外科	○	○	○	○	○	×	×	○腕	○	
内科クリニック	○	○	○	○	○	×	×	○腕	○	
いわい中央クリニック	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
大貫クリニック	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
おにかた医院	○	×	○	○	○	×	×	×	○	要予約
くろさわ医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	
公立碓氷病院	○	○	○	○	○	○ (マンモグラフィ可)	×	○腰	○	要予約
櫻井内科医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
さるや内科医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
正田病院	○	○	○	○	○	○ (マンモグラフィ可)	×	○腕	○	要予約
城田医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○	要予約
須藤病院	○	○	○	○	○	○ (マンモグラフィ可)	×	○腰・腕	○	要予約
田口医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
武井内科循環器科	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	要予約
永山医院	×	×	×	×	×	○	○	○腕	×	
半田内科医院	○	○	○	○	○	×	×	○手	○	
藤巻医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○	
堀口医院	○	○	○	○	○	×	×	×	○	
本多病院	○	○	○	○	○	×	×	×	○	要予約
松井田病院	○	○	○	○	○	○ (マンモグラフィ可)	×	○腰	○	
みやぐち医院	○	○	○	○	○	×	×	○腕	○	要予約
もてき内科医院	○	○	○	○	○	×	×	○腰	○	要予約

歯周病検診医療機関

今年度より歯周病検診が始まります。

受診する前に左記の検診実施医療機関へ予約をしてから受診してください。

- 有坂歯科医院
 - 井上歯科医院
 - 今井歯科医院
 - かばさわ歯科医院
 - 小坂橋歯科医院
 - 公立碓氷病院
 - 小林歯科医院
 - 歯科半田医院
 - 信沢歯科医院
 - 半田歯科医院
 - 真下歯科医院
 - 室橋歯科医院
 - やじま歯科クリニック
 - やまぐち歯科クリニック
- (50音順)

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金を財源として、寝たきりや認知症などの高齢者に必要なサービスを提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。市内に居住する40歳以上の人はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2

号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

【65歳以上の人の介護保険料】(令和元年度から令和2年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.375 26,600円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.625 44,300円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.725 51,400円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 63,700円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 70,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 81,400円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30 92,000円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50 106,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 120,300円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 127,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 134,500円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(2019年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

☎ 介護高齢課介護保険係 (☎内線1187)

■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○特別徴収となる場合

- ・ 老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります。

- ・ 年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- ・ 年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・ 年度途中で、所得更正などにより保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引きが中止されます)
- ・ 年度途中で、所得更正などにより保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)
- ・ 年金の一時差し止めや支給停止になつた場合

なつた場合

- ・ 年金担保貸付金の返済が開始された場合

○普通徴収となる場合

- ・ 上記の理由により、特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関で納めます。
- ・ 口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申込みください。振替開始の時期は、お申込みした月の翌月納期分からとなります。

■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受けられる場合があります。なお、減免などを受けるためには申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

措置が講じられます。

- ・ 1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われる形となります。
- ・ 1年6ヶ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。
- ・ 2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなります。

■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。誕生日の属する月の翌月以降に関する書類が送付されますので、あらかじめご承知おきください。



安中市では、介護保険について便利帳を発行しています。利用の手引きになっています。また、市ホームページにも掲載してありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

野生鳥獣による被害を防ぐ

出会わないために

外出時には鈴やラジオで音を鳴らし、人間の存在を知らせる。

出会ってしまったら

慌てず、静かに見つめ合ったまま後退し、その場を離れる。



作物が狙われています

■イノシシは、作物がある場所と時期を覚えていきます。

そのため、皆さんが畑を始める春からの出が増えます。

■昨年、イノシシ被害があつたならば、今年も被害があるはずですから、エサ場として覚えられた場合、地域に住み着くこととなります。

■以下を参考に、近隣の皆さんと協力し住み良い地域づくりをしましょう。



野生動物をすみつかせない

①食べ物の匂いをさせない

×畑に廃棄野菜や生ゴミを放置。

×野菜や果樹を放置。

×ペットの残飯やフンを放置。

②電気柵などで防衛する

×柵のない野菜畑。

③隠れ場や逃げ場をなくす

×ヤブになった放棄地。

(田畑・空き家・山林)

④地域の皆で追い払いを行う

◎音を立てながら、人が近づく。

※安全のために、次のものを用意しましょう

ベニア板など盾になるもの

パチンコなど、武器になるもの

電気柵を効果的に使用する

①断線・漏電させない

◎電線に草木が触れていない

②電気が流れる構造になっている

◎動物の足が土に触れる

③常に電気を流しておく

◎電源を入れないときは、柵(電線)を片付ける

自己防衛にご協力ください

■電気柵など防除資材の購入補助制度があります(市内の農地へ、電気柵などの被害防除柵を設置する場合)。

■ワナ猟免許取得費用の補助制度があります。被害でお困りの皆さんによる自己防衛の活動を支援します。

不明点や各種申請については、問合せ先までご相談ください。

有害鳥獣の捕獲について

■イノシシ・シカの捕獲

ワナ猟免許所持者は市へ申請することで、猟期外においても捕獲が許可されます(条件:所有地の被害防止が目的で捕獲檻を用いた捕獲に限る)。

■アライグマなど小動物の捕獲

狩猟免許を持たない人でも、市へ申請することで捕獲が許可されます(条件:所有する建物の被害防止が目的であり、小型檻を用いた捕獲に限る)。



〔農〕農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線2619)

有害鳥獣捕獲隊 実績

安中市では、有害鳥獣捕獲隊および実施隊により、適正な捕獲を行っています(群馬県鳥獣保護管理事業計画に基づく)。

■そのため、捕獲用の檻やワナを民有地に設置させていただく場合には、ご理解とご協力をお願いします。

有害鳥獣捕獲隊の皆さんにご協力いただき、主に左表の野生動物を有害鳥獣として捕獲しました。

単位：頭

年度	2016	2017	2018	2019
イノシシ	652	526	464	909
アライグマ	237	238	170	178
ハクビシン	171	180	122	102
ニホンザル	21	10	20	30

※2019年は4月1日～2020年2月29日までの値

竹林の管理に困っていませんか

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となりつつあります。そのほかにも住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪時の倒伏による道路通行への支障など様々な環境問題が生じています。

本市では市民の住環境の向上を図ることを目的として、市民の皆さんが自主的に行う竹林の管理活動に対して竹を駆除するための薬剤の供与と注入用器具および竹粉碎機の貸与を行っています。

【対象となる取り組み】

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

【助成内容】

●薬剤の供与

竹1本あたり10mlの薬剤を供与します。原則として1,000本まで供与対象となります。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。竹の本数を数えるのが困難な場合は、一般的な竹林の平均密度(1㎡あたり2本)を元に供与する薬剤を算定します。

●作業器具、薬剤注入用器具の貸与

竹に穴を開ける充電式ドリルおよび薬剤注入用器具を貸与します。貸与期間は14日以内となります。

●竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します。竹粉碎機を貸与する期間は7日以内となります。竹粉碎機の燃料代や管理費など利用に係る全ての費用は、貸与を受けた人の負担となります。料金については、[困農林課](#)林政鳥獣対策係までお問合せください。



【申請方法】

[困農林課](#)林政鳥獣対策係で申請書・借用書を受領し記入、管理計画書・位置図・竹林の現況写真(2枚以上)・はんこを持参のうえ窓口で申請してください。

※自治会、ボランティア団体への補助制度(ぐんま緑の県民基金)もあります。詳しくはお問合せください。

問合せ▶[困農林課](#)林政鳥獣対策係(☎内線2618)

不動産単独公売の概要

入札期日	7月27日(月) 受付開始：午後1時 入札開始：午後2時	場 所	困305会議室
その他	物件の詳細と公売参加の手続きについては、市のホームページ、または、 困収納課 ・ 困住民福祉課 に用意した「公売広報」をご覧ください。		

売却区分番号	所在地	土地	土地面積(m ²)	建物	建物面積(m ²)	最低入札価額(円)	公売保証金(円)
2-1	松井田町 新堀字 川久保	田3筆 畑1筆	2622	-	-	3,420,000	350,000

※直前に公売を中止する場合があります。事前に公売実施の有無を問い合わせてください。

※農地のため公売参加には農業委員会の発行する買受適格証明書の提出が必要です。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下記の開設日(納期限日)には夜間窓口を開設しています。

開設日▶6月1日(月) 時 間▶午後8時まで 場 所▶[困収納課](#)

市税の滞納処分として差し押さえた不動産を公売し、入札によって売却します。今回は、土地1件が公売対象で、売却代金は市税に充てられます。

公売機会を増やすことで、より多くの入札・売却と税収確保を目指します。原則どなたでも参加ができますので、ぜひご参加ください。詳細は市ホームページか公売広報でご確認ください。

「どなたでも入札に参加できます」
差し押さえた不動産を公売します

困収納課収納整理係(☎内線1084)



2月22日 老人クラブ連合会 芸能発表大会

安中市老人クラブ連合会による芸能発表大会が文化センターにて行われました。今大会は、相互の芸能を発表することで楽しみ喜びながら交流を深め、温かい人間関係を構築していくために開催され、多くの演芸が披露されました。



2月13日 消防ポンプ車が 配車されました

安中消防署にて安中市消防団第9分団第2部消防ポンプ車配車式が行われ、水槽付き消防ポンプ車がお披露目されました。今回配備された車両を活用し、市民の皆さんの安全と安心を守るため引き続き努めます。



2月24日 男女共同参画推進講座

「万葉集の歌にみる男女」と題し、群馬県立女子大学名誉教授の北川和秀さんによる講演が文化センターで行われました。参加者のみなさんは、今から1300年前の女性の生き方や母親の役割などについて、熱心に聞き入っていました。



2月22日 景観づくりセミナー

高崎経済大学の澤准教授を講師に招き、国内外の事例を交えた景観まちづくりについてのセミナーを行いました。セミナーには約80人の大勢の人が参加し、セミナー後の質疑応答では、様々な質問や意見がありました。



3月17日 優勝おめでとうございます

第73回を迎えた上毛かるたの県大会にて、小学校低学年個人の部で優勝を果たした藤巻大晴さん(九十九小)が茂木市長を表敬訪問しました。来年の大会に向けての意気込みや目標などを話しました。おめでとうございます。



2月22日 子どもの夢を 応援します

高崎市出身の音楽プロデューサー笹路正徳さんを講師に招き、子どもの夢応援事業が行われました。笹路さんの音楽プロデューサーとしての仕事内容などの話を聞きました。また、実際の曲をアレンジし、参加した子どもたちと歌うなど、子どもたちが夢を抱くきっかけを見ることができるとなりました。



男女共同参画推進委員会

第110回

オリンピックの歴史と女性

安中市男女共同参画推進委員会委員

萩原 裕子



オリンピックは、古代オリンピックと近代オリンピックに分けられます。私は忘れられない古代オリンピックの絵図

があります。鍛えた体にオリブオイルを塗り、競い、戦う選手たちです。古代オリンピックは男性のみの大会です。オリンピックの期間は、戦争を休戦としてまでもオリンピックが優先されるスポーツの祭典でした。初めは、競技場・観覧席にも女性の参加が認められていなかったようです。

その古代オリンピックから、千五百年以上の月日が過ぎ、近代オリンピックがクベルタン伯爵により提唱され、1896年、第一回アテネオリンピックが開かれます。やはり、男性が参加する大会でしたが、回数が増えらるることに女性も競技に参加できるようになりました。さて、その頃日本では女性のスポーツ参加をどのように考えていたでしょう。NHKの大河ドラマ「いだてん」でもあったように、女性のスポーツについては、なかなか認められない時代だったのです。その後は、女性もオ

リンピックに出場できるようになり、水泳の前畑秀子さん、陸上の人見絹枝さんの活躍を知ることになります。

戦後は、男女ともにスポーツを楽しめる時代になりました。しかし、オリンピックの種目に、女子の種目が男子より少なかったのを覚えています。その中の一つ「フルマラソン」は男子の競技でした。長い距離を走るのが女子に向いていないのかと学生時代に考えていた矢先、大学の同級生が1979年第一回東京国際女子マラソンに招待選手として出場することになったのです。(この大会は後に、2007年から「東京マラソン」)いよいよ、女子もフルマラソンに挑戦できる時代がきたのです。その頃、佐々木七恵さん、増田明美さんの活躍がありました。

来年行われる東京オリンピックの陸上の新種目に、混合4×400メートルリレーがあります。男女各二名がバトンをつなぐ男女混成チームのリレーです。同じトラックを世界の男女のトップアスリートが走るのですから、わくわくします。他にも男女混合の種目として卓球や水泳、トライアスロンがあります。男女がお互いの良さを発揮し、協力できる競技があることは素晴らしいと思います。

来年の夏、いよいよ東京オリンピックが開催されます。世界中から集まる多くの選手に熱いエールを送りたいと思っています。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

「解約保証」のほがが…定期購入トラブルに注意

【事例】

インターネット通販で、「初回300円、○日間解約保証」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。効果を感ぜられなかったため、解約保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月以上の定期購入が条件の契約となっているので、解約には4カ月後に連絡が必要」と言われた。「○日間解約保証のほがが」と言ううと、「その場合は通常価格1万5千円の支払いが必要」との回答だった。そのようなことは、ページのかなり下部まで見ないとわからなかった。



【ポイントアドバイス】

☆商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円(送料のみ)」といった価格などだけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額など、契約内容をよく確認しましょう。

☆継続期間が定められていない場合でも、解約にあたって「次回発送日の○日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要があるなど、条件が定められているケースがみられます。解約・返品可否や条件をしっかりと確認しましょう。

資料提供・独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月々金曜日(祝日を除く)午前9時〜午後4時

(☎382-2228)



安中市役所(昭和時代)

今回は少し懐かしい庁舎の写真を紹介します。
 旧安中市は、昭和30年(1955)に安中町・原市町・磯部町・板鼻町・東横野村・岩野谷村・秋間村・後閑村の4町4村が合併して「安中町」になった3年後、市制施行によって誕生しました。現在の場所に写真の市役所が建てられたのは昭和34年のことです。

安中市役所・旧松井田町役場



旧松井田町は昭和29年に松井田町・白井町・坂本町・西横野村・十九村・細野村の3町3村の合併によって生まれました。旧町役場はその2年後に建築家の白井晟一氏の設計で建設され、当時はモダンな庁舎として有名で町の自慢の一つでした。



旧松井田町役場(平成時代)



令和元年度
 「文化財愛護ポスター」
 優秀賞(敬称略)
 有坂柁那(第一中学校1年)

開館日お知らせ

- ▶ 5/1(金)～5/6(水)は通常通り開館予定です。(祝日のため5/5(火)も開館)
- ▶ 5月の休館日は以下の通りです。
 5/7(木)、5/8(金)、5/12(火)、5/13(水)、5/14(木)、5/19(火)、5/26(火)は休館。

クイズ

関連イベント

「安中の“ここ、どこだろう”」

全問正解でオリジナル筆箋プレゼント!

～6月29日(月)まで

参加費▶100円(観覧料として)



安中市学習の森ふるさと学習館 企画展

あの日 あの頃 この町で

～写真で振り返る安中市～

安中市には当時の風景や文化を撮影した写真が数多く残されており、そこには明治から大正、昭和、そして平成と移りゆく時代の面影が刻まれています。

今回は市所蔵の写真を中心に古き安中、懐かしき安中の姿を紹介します。“あの時”を今、思い出してみませんか。



6.29 MON

まで開催中!

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館
 安中市上間仁田951 Tel. 382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp



▲感染症予防のために、アルコール消毒を積極的に行いましょう。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,675	22,163	245	282
松井田地域	6,237	6,481	38	66
合計	27,912	28,644	283	348

合計 57,187人 世帯数 24,696 (令和2年3月末日現在)



お知らせ

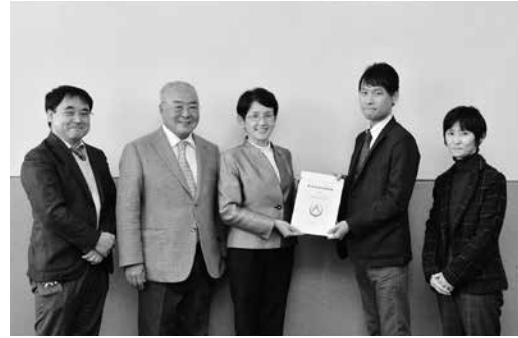
令和2年第1回(2月)

安中市議会定例会

2月25日(火)から3月17日(火)にかけて22日間の日程で令和2年第1回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

- 教育委員会委員の任命について
- 公平委員会委員の選任について
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 安中市中小企業振興基本条例の制定について
- 安中市勤労者住宅建設利子補給条例を廃止する等の条例の制定について
- 安中市監査委員条例及び安中市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 安中市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 安中市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 安中市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 安中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計条例の廃止について
- 安中市あんなか第二学童クラブ公の施設の指定管理者に指定する期間の変更について
- 安中市あんなか第二学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について
- 安中市あんなか第三学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について
- 安中市たいとう学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について
- 安中市九十九学童クラブ公の施設の指定管理者の指定について
- 新市建設計画の一部変更について
- 土地及び建物の取得について
- 市道路線の廃止について
- 市道路線の認定について
- 令和元年度安中市一般会計補正予算(第8号)
- 令和元年度安中市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 令和元年度安中市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 令和元年度安中市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 令和元年度安中市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和元年度安中市健康増進施設恵みの湯事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和元年度安中市水道事業会計補正予算(第2号)
- 令和2年度安中市一般会計予算
- 令和2年度安中市国民健康保険特別会計予算
- 令和2年度安中市後期高齢者医療特別会計予算
- 令和2年度安中市介護保険特別会計予算
- 令和2年度安中市水道事業会計予算
- 令和2年度安中市下水道事業会計予算
- 令和2年度安中市病院事業会計予算
- 令和2年度安中市介護サービス事業会計予算

第3次安中市
行政改革大綱を策定



市では、安中市行政改革審議会からの答申を受け、3月23日に「第3次安中市行政改革大綱」を策定しました。この大綱では、行政の効率化を図るとともに、「市民総働のまちづくり」に向けて行政改革を推進することとしていきます。

また、行政と市民の皆さんが地域の課題を共有すること、職員は市民目線に立った行政サービスを行うこと、市民の皆さんは市全体のニーズを行政に提案することの重要性が盛り込まれています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ▼

企画課企画調整係

(☎内線1022)



身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体あるいは精神に障害がある人で、一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

■減免適用要件

減免の要件を満たす身体障害者手帳等 ※を4月1日時点でお持ちの人で、次の①・②・③の条件をすべて満たす人が対象となります。

- ①対象車両は次のいずれかであること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人が所有する軽自動車など
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人が所有する軽自動車など
- ②運転者は次のいずれかの人であること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人

また、行政と市民の皆さんが地域の課題を共有すること、職員は市民目線に立った行政サービスを行うこと、市民の皆さんは市全体のニーズを行政に提案することの重要性が盛り込まれています。

本市民課
休日窓口開設日

5月3日・17日 6月7日

午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

で構成される世帯を常時介護している人

③自動車税(種別割)(普通自動車等)の減免を受けていない人

※減免の要件を満たす身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳(お問合せください)、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定)かつ「自立支援医療受給者証」をいいます。

■申請期限 6月1日(月)

■手続時に必要なもの

- 減免申請書(お持ちの人)
- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります)
- 運転する人の運転免許証
- 対象車両の車検証
- 納税通知書
- はんこ
- 申請者のマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書もしくはマイナンバーカード

申請場所および問合せ▼

困務課諸税証明係

(☎内線1063)

☎住民福祉課税務係

(☎内線2122)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は6月1日です

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在(注)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬までに送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

納期限▼6月1日(月)
納税場所▼軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)それぞれの納税通知書の裏面をご確認ください。

その他▼口座振替納税をご利用の場合、6月1日(月)が振替日となりますので、預金残高を必ずご確認ください。これから申し込まれる場合は、令和3年度の納税からのご利用となります。

軽自動車税(種別割)を口座振替で納める人へ
口座振替で納税した人には、6月中旬に「納税証明書および納付済通知書」を郵送します(車検の必要のない車両については平成26年度から郵送していません)。

6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税(種別割)の引き落とし額を記載した「通帳」をお持ちください。確認が取れない場合は、金融機関に照会してからの発行になり、時間がかかりますのでご了承ください。

初年度検査年月が平成19年3月以前の車両は重課となり税額が上がります。税額が上がっている人は車検



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.24

待ちに待った春。

みなさん、いかがお過ごしでしょうか。

地域おこし協力隊の椎名です。

農閑期が終わり、時機到来! ?と言っても過言ではありません。やっとお蚕さんに会える季節となりました。

お蚕さんを迎えるために、まずは桑の手入れから始め、蚕室、蚕具の消毒など、お蚕さんを飼育するための環境を整えます。

去年は飼育中に色々とお悩まされましたが、その経験を元に今年は少しでもお蚕さんと仲良しになれることを楽しみにしています。

良い繭ができますように。



の「初年度検査年月」の欄をご確認ください。
問合せ▼
 ○軽自動車税(種別割)について
 困務課諸税証明係
 (☎内線1063)
 岡住民福祉課税務係
 (☎内線2122)
 ○自動車税について
 群馬県自動車税事務所
 (☎027-263-4343)
 高崎行政県税事務所
 (☎027-322-6297)
 (注)4月1日現在とは、軽自動車税(種別割)は1日の午後5時15分を、自動車税(種別割)は1日の午前0時を指します。

製造業者のみなさまへ
2020年工業統計調査にご回答をお願いします
 「工業統計調査」が、2020年6月1日現在で全国一斉に実施されます。
 「工業統計調査」は、従業者4人以上のすべての製造業事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。
 調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、大学や民間の研究機関、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

市営住宅の入居条件の一部が緩和されました
 令和2年4月1日から入居条件の一部が緩和され、今まで条件の1つにありましたが「安中市内に居住している人、または安中市内に勤務場所がある人。」が廃止されました。これにより、安中市外にお住まいの人でも申し込みが可能となりました。お知り合いの人で、安中市に転入し、居住したいと考えている人がいましたら、ご案内

問合せ▼

困企画課情報政策係

(☎内線1024)



調査方法は、知事から事務を委嘱された統計調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いする調査員調査のほか、一部の事業所では経済産業省から調査票を郵送する郵送調査となります。
 調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。
 なお、工業統計調査のお知らせは、左記の各ホームページでも掲載されています。
 ・安中市ホームページ
 ・経済産業省(<https://www.kougyo.go.jp>)
 総務省・経済産業省・群馬県・安中市



年金を受けている人が所在不明になったときは届出が必要です
 ○年金を受けている人の所在が1か月以上明らかでないときは、その世帯の人は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先はお近くの年金事務所です。
 ○お届けいただいた後、受給権者ご本人へ現況申告書が送付されますが、返信がない場合には、年金の支払いが一時止まります。
 ○年金の支払いが止まっている人の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要です。お近くの年金事務所までご連絡をお願いします。
問合せ▼
 ねんきんダイヤル
 (☎0570-05-1165)
 高崎年金事務所お客様相談室
 (☎027-322-4299)

問合せ▼

困建築住宅課住宅管理係

(☎内線1252)

ください。
 現在、秋間団地、藤山団地、米山団地、塚越団地、朝日団地については、複数空き部屋があります。
 詳しくは市ホームページ(<https://www.city.annakaj.jp>)をご覧ください。
問合せ▼



3月6日 平澤 研二 さん(松井田町新堀)



1月24日 田中 きくよ さん(鷺宮)

100歳おめでとうございます
次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気に過ごしてください。



3月13日 上原 とみ さん(松井田町上増田)

認知症について話せるカフェ
「あんなかオレンジカフェ」
延期のお知らせ
5月15日(金)に熱帯植物園で開催予定の第1回「あんなかオレンジカフェ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期します。日程が決定しましたら、広報などでお知らせします。
問合せ
▼
困介護高齢課地域包括支援センター
(☎内線1188)
※「生涯学習だより」と「ガイド(安中市文化センター/松井田文化会館)」は、休載します。ご了承ください。

振替納税利用者の振替日が変更になりました

令和元年分の申告所得税(及び復興特別所得税)、及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限の延長に伴い、振替納税を利用されている人(4月16日までに申告した人)の振替日が次のとおり変更されました。
所得税及び復興特別所得税
▼
5月15日(金)
消費税及び地方消費税
▼
5月19日(火)
問合せ
▼
高崎税務署
(☎027-322-4711)



スポーツ

第26回

チャリティーゴルフ大会

日時▼6月10日(水)午前8時31分スタート

会場▼高梨子倶楽部

参加資格▼市内在住・在勤の勤労者

参加費▼エントリー費：500円

(チャリティー金ほか)

プレー費：6,280円(食事代・消費税込)

申込期間▼5月15日(金)～29日(金)

申込方法▼申込み用紙にエントリー

費を添えて申し込んでください。

競技方法▼

①午前中の9ホール、 HALF集計とします(新ペリヤ方式によるハンディ戦)

②オール6インチとします(OKパッ

**フレイルを
予防しましょう Vol.2**

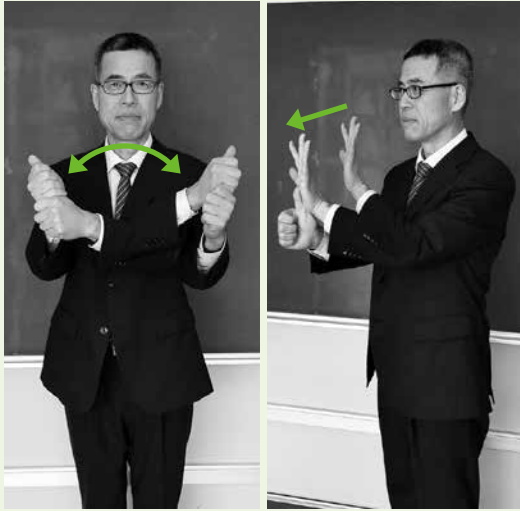
まず右ひざを抱え、痛みのない人は膝のお皿を体の方に引き寄せます。(約15秒)
左ひざも右ひざと同じように、抱えて引き寄せます。(約15秒)



痛みが出たら中止してください。
正しい方法、詳しい内容は困地域包括支援センターまで(☎内線1193)
出典▶村山明彦、山口智晴、宮寺亮輔、柴ひとみ、田口敦彦：『心・身・脳』維持向上プロジェクトの活動報告・大学・社会福祉士協議会・参加者として作る新しい介護予防プログラム、理学療法群馬、2019

手話で伝えよう Vol.17

新緑のきれいな季節となりました。
今月の手話は【応援(する)】です。



解説

両手で旗を握っている形にし、それを振るように左右に動かす。
そのあとに、手を握り親指だけを立てる。逆の手で親指をポンポンと押し出すように2回たたく。

(白井小学校長 上原久志)

ドはなし)
③ルールは、J・G・A規則ならびにコースのローカルルールおよび大会競技規則に基づいて行います。
問合せ・申込み▼
安中市勤労者会館
(☎3811-2751)
安中ジャンボゴルフセンター
(☎3821-3977)
高梨子倶楽部
(☎3931-3000)

『キックボクシング教室』を開催します

キックボクシングと聞くと、運動量が多く激しそうなイメージがありますが、誰でもできる簡単な内容になっています。筋トレだけでなくストレッチの要素も取り入れ、ストレス解消にもつながります。ぜひ、ご参加ください。当日は、ミッドをはめて安全にボクシング体験もできます。
※新型コロナウイルスの影響で、中止になる場合があります。
日時▼6月19日(金)午前10時～11時30分
場所▼老人福祉センター(いきいき長寿センター)大広間
内容▼キックボクシングの講話および実技
対象者▼市内在住で概ね65歳以上の人
定員▼20人(先着順)
持ち物▼フェイスタオル、飲み物
※動きやすい服装で参加してください。
申込期間▼5月25日(月)午前9時～(定員になり次第受付終了)
参加費▼無料

申込み・問合せ▼

☎介護高齢課地域包括支援センター
(☎内線2156・2157)

市民弓道教室を開催します

市民弓道教室を開催します。無理なく体を動かせる生涯スポーツとして、また集中力を養う鍛錬の場として弓道を始めませんか。
弓道具はお貸しします。ハガキまたは電話にて申込みをお願いします。

日程▼5月18日、20日、25日、27日、6月1日、3日、8日の月曜日と水曜日(計7回)全回参加できなくても結構です。

時間▼午後6時30分から8時まで
※初日は保険などの手続きがありますので15分前までに来てください。

場所▼安中市中央体育館(安中市文化センター駐車場内西側)
参加費▼1,500円(保険代、資料代など)

対象者▼18歳以上の市民の人

服装▼前ボタンのない上着、長ズボン、靴下着用

指導員▼日本スポーツ協会 公認指導員(弓道)

申込み方法▼ハガキまたは電話で①氏名②年齢③郵便番号④住所⑤連絡先を5月17日までお願いします。

〒379-0116 安中市安中521-13 宛て

問合せ▼
安中市スポーツ協会弓道部 星

(☎080-5542-7347)

※電話は午前7時～午後8時の間にお願いします。

※今回、時間に都合がつかない場合もぜひご相談ください。相談に応じます。



令和2年度 安中市各種検診のお知らせ

今年度の各種検診については、5月下旬に対象者全員に受診シールなどの案内を送付する予定です。これまでの各種検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に検診を受診しましょう。

詳細は、困健康づくり課予防係(☎内線1172)までお問い合わせください。

皆さんの声を

お待ちしております

市役所困、困、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声を聞き取るため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。



行事カレンダー

5月1日▶6月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	
5月			24	日		5	金	●第2回安中市議会定例会開会(予定) 9:00~	
1	金		25	月	●第5回農業委員会総会 201会議室 11:00~			●安中市中学校移動音楽教室 文化センターホール 11:00~12:00	
2	土				●碓氷教育会総会 文化センターホール 15:30~16:30	6	土		
3	日・祝					7	日	●西毛恵謡会 発表会 文化センター ホール 9:30~16:00	
4	月・祝		26	火		8	月		
5	火・祝		27	水		9	火	●第2回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定) 9:00~	
6	水・振		28	木		10	水	●第2回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定) 9:00~	
7	木		29	金				●安中地区安全運転管理者法定講習会 文化センター ホール 12:00~17:00	
8	金		30	土		11	木	●第2回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定) 9:00~	
9	土		31	日	●安中市消防隊水防訓練 西毛総合運動公園野球場東側広場 8:30~	12	金		
10	日					13	土		
11	月		6月	1	月				
12	火			2	火				
13	水			3	水	●体育施設利用者調整会議(7~9月) ・旧安中市屋外施設 ☑18:30~	14	日	
14	木					・旧松井田町屋内外施設 ☑18:30~	15	月	
15	金			4	木	●体育施設利用者調整会議(7~9月) ・旧安中市屋内施設 ☑18:30~			
16	土								
17	日								
18	月								
19	火								
20	水								
21	木								
22	金	●市民献血 9:30~11:45 13:00~15:30							
23	土								

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

令和元年度人権作品集 「おもいやり」から 多様性の時代

安中市立松井田東中学校
三年 吉田 彩

最近よく、「多様性」という言葉を耳にします。従来の常識にとらわれず、人それぞれを大切に、という考え方はとても素晴らしいと思います。しかし、こういった考えはまだ認められていない部分も多いのが現状です。私自身も「多様性」について考えさせられる場面に出会ったことがあります。

以前、私が友達数人と話していた時のことです。友達に、将来結婚して子供が欲しいか、と聞かれました。そのとき私は、「どうだろう。自分のやりたいこともあるかな。」

と答えました。すると友達の一人が、「そういう人がいるから少子高齢化が進んでいくのだよ。結婚して幸せになるのでしょう。」

と言いました。私は、確かに、と思いました。今の世の中、私の周辺では、女性も将来結婚して子供を産む、というのが一般的とされています。でも、私には将来やりたいことがたくさんあります。必ずしも人にとって家庭を築くことが幸せとは限らないと思います。しかし、やはり「多様性を認めよう」と言っても、少数意見が大多数に受け入れられるのは難しいのです。

(つづく)

休館のご案内

- 恵みの湯 5/7・19 6/2
- 峠の湯 5/12・26 6/9
- 鉄道文化むら 5/12・19・26 6/2・9
- 文化センター(※は図書館のみ休館です)
5/4・5・7・12・19・26・29※
6/2・9
- 文化会館 5/7・11・18・25・31
6/1・8・15
- 碓氷川熱帯植物園 5/7・12・19・26 6/2・9

- スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)
5/7・8・11・12・18・25※
6/1・8※・15
- 学習の森 5/7・8・12・13・14・19・26
6/2・9
- いきいき長寿センター 5/4・7・8・11・12・13・18・25
6/1・8・15

※新型コロナウイルス感染症防止のため、臨時休業になる場合があります。

相談案内

5月1日▶6月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 5/7・21 6/4 9時～11時30分 ☎ 5/11 6/1 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 5/1・15 6/5 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
人権相談	☎ 5/21 13時30分～15時30分 ☎ 5/15 13時30分～15時30分 【特設相談日】6/1 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分 ☎ 毎週金曜日(祝日を除く) 14時～16時	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
労働相談	☎ 5/12・19 6/2 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談	☎ 6/2 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

給水管修理当番業者 (5月1日～6月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

5月		6月	
1日 20・11・6	17日 14・11・6	1日 12・1・3	
2日 23・21・7	18日 10・21・7	2日 15・11・6	
3日 9・25・4	19日 20・25・4	3日 13・21・7	
4日 16・24・17	20日 23・24・17	4日 14・25・4	
5日 12・19・18	21日 9・19・18	5日 10・24・17	
6日 15・2・22	22日 16・2・22	6日 20・19・18	
7日 13・8・5	23日 12・8・5	7日 23・2・22	
8日 14・1・3	24日 15・1・3	8日 9・8・5	
9日 10・11・6	25日 13・11・6	9日 16・1・3	
10日 20・21・7	26日 14・21・7	10日 12・11・6	
11日 23・25・4	27日 10・25・4	11日 15・21・7	
12日 9・24・17	28日 20・24・17	12日 13・25・4	
13日 16・19・18	29日 23・19・18	13日 14・24・17	
14日 12・2・22	30日 9・2・22	14日 10・19・18	
15日 15・8・5	31日 16・8・5	15日 20・2・22	

	業者名	TEL		業者名	TEL
1	(株)群馬水工	382-9433	14	(株)半田組	385-8374
2	(有)入沢電気商会	382-1609	15	(有)福美商事	381-0293
3	(有)内堀設備工事	393-0157	16	(有)松本住設	385-6278
4	(有)黒須設備工業	381-1148	17	(株)茂木設備	381-6616
5	群栄工業(株)	393-1012	18	(有)山田タイル工業	381-0075
6	児玉工業(有)	393-3118	19	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7	(有)佐藤商店	395-2323	20	(株)ユタカ	385-7647
8	佐藤燃料(株)	381-1111	21	オオカワラ住器	382-1987
9	(有)渋谷設備	381-1262	22	(株)反町備工	384-2058
10	(有)ジーワイ燃設	382-2891	23	第一設備工業(有)	385-8769
11	(有)須藤工業	388-1178	24	(株)フェニックス	382-5262
12	(有)武美工業	382-5061	25	(株)白坂工業	382-4710
13	(有)田中工作所	385-4126			

うすい街道寄席



三遊亭円楽



三遊亭王楽

9月6日(日)

開場▶午後1時30分

開演▶午後2時

TVでお馴染みの六代目「三遊亭円楽」さんと五代目「三遊亭王楽」最後の弟子「三遊亭王楽」さんが松井田文化会館にやってきます。

ますます話芸に磨きがかかる、二人の落語を聴きにぜひ松井田文化会館にお越しください。

場所▼安中市松井田文化会館 大ホール

前売り▼全席指定 一般 3,000円

当日券▼全席指定 一般 3,500円

チケット▼5月30日(土)午

前9時から松井田文化会館

窓口で販売開始

※電話でのお申し込みは5

月30日(土)午後1時から

※チケットのお求めは1人

4枚まで(発売初日のみ)

※未就学児の入場はできません。

問合せ▶安中市松井田文化会館(☎393-4400)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市が主催するイベントなどについては、開催を中止(または延期)しています。今後のイベント開催については、情勢を踏まえ検討しますので、市ホームページをご確認いただくか、電話にてお問合せください。

広告

広告

広告